

## 社会保 障 法 判 例

中 益 陽 子

労災保険法における「事業」の区分基準一國・広島中央労働基準監督署長（A工業）事件

最高裁判所平成24年2月24日第二小法廷判決（平22（行ヒ）273号，労働災害補償金不支給決定処分取消請求事件），民集66巻3号1185頁，判時2158号140頁，判タ1376号130頁

### I 事実の概要

建築工事の請負等を行うA社は，その代表取締役であったBについて，平成5年4月1日，広島労働基準局長に対して，事業主をA社，特別加入予定者をB，業務の具体的内容を「建築工事施工（8：00～17：00）」とする労働者災害補償保険法（平成12年法律第124号による改正前のもの。以下「法」または「労災保険法」という）28条1項の特別加入申請をし，同月2日，同項の承認を受けた。

Bは，平成10年，広島県庄原市内の架橋工事等の受注を希望し，これらの工事予定地の下見に前日から泊りがけで赴いたが（以下「本件下見行為」という），その途中で同市内において自動車を運転していた際，自動車ごと池に転落して溺死した（以下「本件事故」という）。

本件事故当時，A社では，代表取締役であるBのほか，Bの妻であるX（原告，被控訴人，上诉人）およびXの長女が取締役を務め，Xが経理事務を担当していた。また，A社には，従業員として，レッカー車のオペレーター1名およびとび職2名の計3名がいたが，従業員はいずれも現場作業のみに従事しており，事務や営業には携わっていなかった。

Xは，平成12年2月15日付けで，広島中央労働

基準監督署長に対し，法に基づく遺族補償給付金および葬祭料の支給を請求したが，同署長は，平成13年2月8日付けで，本件事故当時のBの行動は，特別加入者として承認された業務の内容の範囲とは認められないとの理由により，これらを支給しない旨の処分（以下「本件各処分」という）をした。Xは，本件各処分について，広島労働者災害補償保険審査官に審査請求したが棄却され，さらに労働保険審査会に再審査請求したがこれも棄却された。そこで，本件各処分の取消しを求めて提訴した。

一審・広島地判平成21・4・30民集66巻3号1208頁は，本件下見行為がA社の事業運営に直接必要な業務のために出張したものであることを前提に，本件の争点を本件事故が「業務上死亡したとき」に当たるか否かであるとし，本件下見行為は，労働者が行うような代替性のある業務であり，労働者と同様のまたはこれに準じた業務として事業主本来の業務に該当しないことなどを理由として，本件事故を業務上のものとし，Xの請求を認容した。これに対して，原審・広島高判平成22・3・19民集66巻3号1219頁もまた，一審判決と同様に，本件事故が「業務上死亡したとき」に当たるかどうかを争点としたが，中小事業主等の特別加入者の業務遂行性は，当該業務が労働者によって

代替できる業務であるかという一般的抽象的基準によって判断すべきではなく、中小事業主等の当該事業における労働者の行う業務に準じた業務であるかによって判断すべきと論じたうえ、本件下見行為は、A社の従業員の業務とはされていない営業活動の一環として行われているため業務遂行性がないとして、Xの請求を棄却した。そこで、Xが上告。

## II 判旨

上告棄却。

1 (1)「法28条1項(現34条1項一評者注。以下同じ)が定める中小事業主の特別加入の制度は、労働者に関し成立している労災保険の保険関係(以下「保険関係」という。)を前提として、当該保険関係上、中小事業主又はその代表者を労働者とみなすことにより、当該中小事業主又はその代表者に対する法の適用を可能とする制度である。そして、法3条1項、労働保険の保険料の徴収等に関する法律3条によれば、保険関係は、労働者を使用する事業について成立するものであり、その成否は当該事業ごとに判断すべきものであるところ(最高裁平成7年(行ツ)第24号同9年1月23日第一小法廷判決・裁判集民事181号25頁参照)、同法4条の2第1項において、保険関係が成立した事業の事業主による政府への届出事項の中に「事業の行われる場所」が含まれており、また、労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則16条1項に基づき労災保険率の適用区分である同施行規則別表第1所定の事業の種類の詳細を定める労災保険率適用事業細目表(昭和47年労働省告示第16号)において、同じ建設事業に附帯して行われる事業の中でも当該建設事業の現場内において行われる事業とそうでない事業とで適用される労災保険率の区別がされているものがあることなどに鑑みると、保険関係の成立する事業は、主として場所的な独立性を基準とし、当該一定の場所において一定の組織の下に相関連して行われる作業の一体を単位として区分されるものと解される。」

(2)「そうすると、土木、建築その他の工作物の

建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業(同施行規則6条2項1号。以下「建設の事業」という。)を行う事業主については、個々の建設等の現場における建築工事等の業務活動と本店等の事務所を拠点とする営業、経営管理その他の業務活動とがそれぞれ別個の事業であって、それぞれその業務の中に労働者を使用するものがあることを前提に、各別に保険関係が成立するものと解される。

したがって、建設の事業を行う事業主が、その使用する労働者を個々の建設等の現場における事業にのみ従事させ、本店等の事務所を拠点とする営業等の事業に従事させていないときは、上記営業等の事業につき保険関係の成立する余地はないから、上記営業等の事業について、当該事業主が法28条1項に基づく特別加入の承認を受けることはできず、上記営業等の事業に係る業務に起因する事業主又はその代表者の死亡等に関し、その遺族等が法に基づく保険給付を受けることはできないものというべきである。」

2 「前記事実関係等によれば、A社は、建設の事業である建築工事の請負業を行っていた事業主であるが、その使用する労働者を、個々の建築の現場における事業にのみ従事させ、本店を拠点とする営業等の事業には全く従事させていなかったものといえる。そうすると、A社については、その請負に係る建築工事が関係する個々の建築の現場における事業につき保険関係が成立していたにとどまり、上記営業等の事業については保険関係が成立していなかったものといわざるを得ない。そのため、労災保険の特別加入の申請においても、A社は、個々の建築の現場における事業についてのみ保険関係が成立することを前提として、Bが行う業務の内容を当該事業に係る「建築工事施工(8:00～17:00)」とした上で特別加入の承認を受けたものとみるほかはない。

したがって、Bの遺族であるXは、上記営業等の事業に係る業務に起因するBの死亡に関し、法に基づく保険給付を受けることはできないものというべきところ、前記事実関係等によれば、本件下見行為は上記営業等の事業に係る業務として行

われたものといわざるを得ず、本件下見行為中に発生した本件事故によるBの死亡は上記営業等の事業に係る業務に起因するものというべきであるから、Xに遺族補償給付等を支給しない旨の本件各処分を適法とした原審の判断は、結論において是認することができる。論旨は採用することができない。」

### Ⅲ 評釈

#### 1 はじめに

##### (1) 本件の特徴および本判決の意義

本件は、労災保険法上の特別加入制度（労災保険法33条以下）に関する事案であった点に特徴がある。労災保険法は、労働者ではない事業主、自営業者、その家族従事者等に対して給付を行わないのが建前である。しかしながら、業務の実態や災害発生の影響などに鑑みて、これらの者にも労災保険法の適用を認めたのが特別加入制度である。現在特別加入できる者は、①中小事業主および中小事業主が行う事業に従事する者（家族従業者）、②一人親方およびその事業に従事する家族従業者、③特定事業従事者（特定農作業従事者や家内労働者等）、ならびに、④海外派遣者である。本件は、このうち①の中小事業主に関する特別加入制度の事案であった。

この中小事業主に関する特別加入制度は、本来仕事上の事故等に関して保護を受けることのできない事業主のうち、①厚生労働省令で定める数以下（業種によって50人以下から300人以下）の労働者を使用する事業の事業主が、②労働保険事務組合に労働保険の事務処理を委託したことと、③特別加入にかかる申請をし、政府による承認を受けたことを要件として、当該事業主を当該事業に使用される労働者とみなし、これによって当該事業主に対する労災保険法の保護を可能にする制度である（労災保険法34条1項）。したがって、この特別加入制度を利用するには、①からわかるように、そもそも当該事業が、「労働者を使用する事業」、すなわち、労災保険の保険関係を成立させる適用事業（労災保険法3条）でなければならな

いことになる。本判決は、この適用事業に関して、事業の区分基準を明らかにした判例と考えられる。

適用事業に関して生じうる1つの論点は、事業主が展開する「ビジネス」をいかなる基準で保険関係を成立させる適用事業として区分するのかということである。本判決の引用する姫路労基署長（井口重機）事件・最判平成9年1月23日裁民181号25頁は、土木工事および重機の賃貸を行っていた事業主に関して、この2つのビジネスを独立した別個の事業（「業」ないしは「業務」の語が用いられている場合もある）と解して保険関係の成立を別個に判断したが、いかなる基準によって事業を区分したかについては明らかにしていなかった。

本判決は、適用事業が、主として場所的な独立性を基準とし、当該一定の場所において一定の組織の下に相関連して行われる作業の一体を単位として区分されるものであることを明示した点に意義があるものと思われる<sup>1)</sup>。

##### (2) 建設事業における適用事業の概要

本件については、問題となった適用事業が建設事業であるという点にも特徴がある。この建設事業における適用事業の仕組みについては若干特殊な点があるため、その概要をみる。

まず、建設事業か否かにかかわらず、労災保険の適用事業は有期事業とそれ以外（以下では、有期事業以外の事業を「継続事業」という）に分類することができる。

有期事業とは、事業の期間が予定される事業である（労働保険の保険料の徴収等に関する法律4条の2第1項（以下「徴収法」という）7条2号）。通達によれば、これは、事業の性質上一定の目的に達するまでの間に限り活動を行う事業を指すとされる（昭和62・2・13発労徴第6号、基発第59号）。建設の現場で行われる建設の事業は、基本的には工作物を一定の期間に完成させる事業である。したがって、原則として有期事業に区分けされると考えられる。

ただし、2以上の一定規模以下の有期事業が徴収法7条に定める要件を満たせば、当然にそれら

の事業は1つの事業とみなされ（有期事業の一括という）労災保険料の申告手続上は、次の継続事業と同じ扱いになる。建設の事業において有期事業の一括となる事業とは、請負金額が1億9000万円未満で、かつ、概算保険料が160万円未満の工事である（徴収法施行規則6条1項）。

一方、継続事業とは、有期事業以外の事業（事業の期間が予定されていない事業）である。建設を業とする企業でも、その本店、支店、営業所といった常設事務所は、一般的に継続事業となる。こうした事務所等で、建設の工事等をせず管理事務（企画、人事、経理、契約等）等のみに当たる場合は、実務上は建設の事業ではない「その他の事業」（保険料率は、1000分の3）として処理されることが多いようである。

さらに、建設の事業については、請負の場合に事業を一括する取扱いがなされるという仕組みがある（請負事業の一括という。徴収法8条1項、徴収法施行規則7条）。具体的には、建設の事業が数次の請負によってなされる場合に、全体を1つの事業とみなし、元請負人のみを当該事業の事業主とするものである。この請負事業の一括も、有期事業の一括と同じく、要件を満たせば当然に1つのものとされる。この結果、甲社から下請けした事業に乙社の現場作業員を働かせたときには、乙社は、当該現場作業員について、労災保険料を負担しないこととなる<sup>2)</sup>。

以上のことから、建設を業とする企業の多くは、①事務所等を適用事業とする労災保険関係（継続事業。「事務所労災」といわれることがある）、②元請として事業主となっている一括有期事業を適用事業とする労災保険関係（有期事業であるが、継続事業のように扱われる）、および、③元請として事業主となっている比較的大規模な（有期事業の一括の対象とならない）単独の有期事業を適用事業とする労災保険関係（有期事業）の3種類を抱えることになる（②および③は、「現場労災」といわれることがある）<sup>3)</sup>。

## 2 「場所的な独立性」という基準について

### (1) 判旨の論拠

本判決は、判旨1（1）において、労災保険法における「事業」の主たる区分基準として、場所的独立性を挙げる。その根拠は、保険関係が成立した事業の事業主による政府への届出事項（徴収法4条の2第1項）のなかに「事業の行われる場所」が含まれること、および、徴収法施行規則別表第1所定の労災保険率適用事業細目表において、同じ建設の事業に附帯して行われる事業のなかでも当該建設の事業の現場内において行われる事業とそうでない事業とで適用される労災保険率の区分がされているものがあることの2点である。

これらの根拠は、若干決め手に欠ける印象を受けないでもない。というのも、1つ目の届出事項については、「事業の行われる場所」だけでなく、事業の種類等も届け出ることになっていることから、徴収法上は、作業内容の同種性等を区分基準とするようにも読める。また、2つ目の労災保険率適用事業細目表にしても、判旨の「区分がされているものがある」との指摘は、そうでないものもあることを同時に示しているためである。

とはいえ、事業概念の区分に関して場所的独立性を主たる基準の1つと捉えること自体は、結論としては首肯しうる。なぜなら、労災保険法において「事業」の概念が用いられたのは、同法が前提とする労働基準法において同概念が用いられた背景に合致すると考えられるためである。その背景とは、全国に配置された労働基準監督署が管轄区内の労働関係を物理的に把握するという労働基準監督行政の体制に沿うというものである<sup>4)</sup>。たしかに、場所的な独立性という基準は、どの範囲のものを一体と考えるかを一義的に決めたい作業内容の同種性等に比べれば、より評価者の恣意が入りにくく、客観性が保ちやすいと考えられる。こうした管理体制の便宜の点に鑑みれば、労働基準法およびその災害補償を前提とする労災保険法における事業概念には、作業のまとまりを主として「場」によって区切るという意味合いが含まれると考えられよう。

### (2) 場所的独立性以外の基準

もっとも、場所的独立性以外にも、事業を区分する基準に含まれる判断要素はありえよう<sup>5)</sup>。判

旨も、場所的独立性を「主たる」基準と述べることから、このことを否定する趣旨ではないと思われる。たとえば、上記で挙げた作業内容の同種性は考慮されるべき事情であろう。というのも、作業内容によって労働災害の発生に差がある以上、公平の観念や保険数理的な観点からして、作業内容の違いが、事業主が負担する労災保険料に反映されてしかるべきと考えられるためである。そして、実際に労災保険料が事業の内容を考慮した種類ごとに定められていることからすれば（徴収法施行規則16条1項にもとづく別表第1）、労災保険法および徴収法上も、適用事業は、作業内容の同種性によって区分される面もあると捉えられていることがうかがわれる。判旨1（1）が、事業の区分基準として「相関連して行われる作業の一体」と述べることに、その趣旨を読み取りえないではないだろう。

### 3 本件への当てはめについて

#### （1）A社に関して問題となる事業

以上のことを前提に本件についてみれば、判旨2の判断は概ね妥当と考える。以下、詳細をみる。

まず、本件については、A社の本店における事業（継続事業）と、個々の建築の現場における事業（有期事業）があったといえる。個々の建築の現場における事業については、A社が元請となる事業と下請となる事業がありうる。これらの事業のうち、本件に関しA社が労災保険法34条1項に基づく特別加入申請を受け、その承認を得た適用事業として可能性があるのは、A社の本店における事業か、または、A社が元請となる個々の建築の現場における事業のいずれかである。というのも、特別加入の申請は、A社を事業主とする事業であるから、請負事業の一括の仕組み（前述1（2）参照）に鑑みれば、A社が下請として引き受けた事業は含まれないことになるためである（なお、請負事業の一括では、特別な手続なく要件を満たせば当然に1つの事業とみなされ、元請のみが事業主となる）。

このうち、判旨2は、A社が元請となる個々の建築の現場における事業を、適用事業とみている。

このことは、A社が主に橋梁工事の下請を行っていたとされていることからすると若干の違和感もありえようが<sup>6)</sup>、下請ではなく元請として行っていた事業があったと推測するほかない（原審の事実認定では、本件事故当時、A社の従業員が現場作業に従事していたとされるが、その仔細は不明である）。

#### （2）A社本店は適用事業となりうるか

他方で、A社の本店を拠点とする事業（継続事業）を適用事業と捉えることも、ありえないではなかったようにも思われる。

たとえば、A社は、本件下見行為との関係で問題となったとび工事建設および鉄鋼工事請負のほかに、空調工事および機械設置工事等を目的とする会社とされている（原審の認定事実による）。こうした空調工事や機械設置工事等をA社のような零細企業が行う場合、おそらくは個人等が一時的にA社に仕事を依頼するようなケースも多いと推測される。この場合、判旨のいう「現場」は、個人宅等ということになるだろう。しかし、このように一時的に使用される現場を空調工事等の事業の拠点とするよりは、これはむしろ出先であって、当該事業の拠点は、A社の本店と解することができる場合もあるだろう。

また、原審の事実認定によれば、A工業の従業員は、現場作業にのみ従事し、営業、経営管理等の業務には携わっていなかったとされるが、この点は、必ずしもA社本店における事業がA社の従業員が使用される適用事業でなかったことを裏付ける事実とはならないように思われる。たとえば、従業員が、営業等に従事せずとも、事務所等へ日常的に出入りし、現場作業のための準備や後片付け等を行うといったことはありえよう。こうした事情があれば、現場だけでなく当該事務所等もまだその従業員に関する適用事業とみることができよう（なお、実務上もこのような取扱いとなっていることについて、文末注4参照。ただし、このような事実があったかは、原審の認定からは不明である）。

とはいえ、かりに上記のようにA社本店をA社の従業員が使用される適用事業とみうるとして

も、A社の従業員とBの業務内容の違い（現場作業と、営業・経営管理等の作業内容の違い）の点を考えれば、A社本店におけるA社従業員に関する事業とBに関する事業とは、厳密な意味では、別に考えるのが妥当ではないかと思われる。なぜならば、2(2)でみたとおり、労災保険法における適用事業の概念については、場所的独立性のほかに、作業内容の同種性等も考慮されるべきと考えるためである。

また、かりにA社の従業員が従事していた事業内容（現場作業）とBが従事していた事業（営業・経営管理等）を一体的にみうるとしても、その種別は建設の事業とは評価し難いのではないかと思われる。というのも、A社が主に橋梁工事の下請を行っていたとされることからすれば、それ以外の工事（たとえば、上記に挙げたような個人宅での小規模工事等）は、かりにあったとしても、どちらかといえば例外的なものであろう。よって、A社の本店で常態的に行われていたのは、主として営業や経営管理等であると推測される。とすれば、A社本店の事業は、建設の事業というよりは、「その他の事業」として分けられるのがA社の実態に合致すると考える。

以上によれば、A社においては、A社本店を拠点とする事業に労働者を使用していたとみることもできなくはないものの、かりにこの点を肯定しようとしても、Bが従事していた事業は、建設の事業と一体的なものとして認めにくい、少なくとも建設の事業とは言いがらいように思われる。Bに関する特別加入が「建築工事施工8:00～17:00」というものであったことからすれば、判旨2の通り、個々の建築現場を適用事業とするものとして承認されたとみるのが、どちらかといえば妥当であろう。とすれば、Bは、特別加入の承認を受けていない事業に関連して行われた下見行為のために被災したものであるということになるため、結論としてはいずれにせよ判旨に賛成できる<sup>7)</sup>。

#### 4 本判決の射程

本判決の射程については、本判決が示した事業の区分基準が、労働基準法における事業の区分基

準にも通じるかが1つの問題となりえよう。

2(1)でみた通り、場所的独立性という基準が労働基準監督官による行政監督の便宜という点からみて首肯されるものだとすれば、この事情は労働基準法上の事業概念の区分基準にも基本的には妥当するはずである。

しかし、本判決が場所的独立性という基準を主たるものとするうえで挙げた理由付け（事業の届出に関して「事業の行われる場所」が含まれること、および、労災保険率適用事業細目表において現場内で行われる事業か否かによって保険料率が区分される場合があること）は、労災保険法独自の仕組みによるものである。また、2(2)で述べたように、労災保険法上の事業概念については、とくに労災保険料の点から作業内容の同種性が考慮されるべきであり、このことは判旨の文言からもうかがえないこともない。

以上からすれば、労災保険法の事業概念の区分に関する本判決の判旨は、労働基準法と共通の事情を前提とする面がありつつも、労働基準法上の事業概念にそのまま該当すると断じるのは躊躇を覚える。労働基準法の事業概念と労災保険法の事業概念の異同については、今後の課題として残されたというべきであろう。

#### 注

- 1) なお、労働基準法上の事業の意義について判断したダウンゴ事件・京都地判平成18・5・29判例920号57頁では、当該事業の意義について、「工場、事務所、店舗等のように一定の場所において、相関連する組織の基で業として継続的に行われる作業の一体が行われている場」とされている。
- 2) 建設業の請負に関しては、現場労働者が、同時に複数の現場を掛け持ちするということが頻繁に起こり、また、下請けや孫請けを利用するとなると、上記の請負の一括の帰結として他社の労働者の分まで保険料計算する必要が出てくるため、大変煩わしい。この煩雑さを避けるために、請負金額に一定の比率（「労務比率」という）を乗じて賃金総額とし、ここから労災保険料を算定することになっている（徴収法施行規則12条・13条）。
- 3) 具体例を挙げれば、地域aに事務所を構える工務店（現場作業員10名、事務員3名）が、地域b、地域cおよび地域dでそれぞれ元請として建築工事をし（ただし、地域bおよび地域cの工事は、有期事

- 業の一括の要件を満たす)、他方で、地域eでは下請として建築工事をするという場合、①地域aの事務所(継続事業)、②地域bおよび地域cの建築現場(有期事業の一括)、ならびに、③地域dの建築現場が、当該工務店にかかわる適用事業となる。地域eの建築現場については、当該工務店ではなく、元請企業に関連して労災保険関係が成立する。なお、その現場作業員が建築現場でのみ働き、事務所で全く働かないのであれば、当該工務店の継続事業(上記①)の保険料を算定する際の賃金総額に含まれるのは、事務員3名分に関する賃金だけということになる。ただし、当該現場作業員が、事務所で作業する時間もある場合には、その労働時間を按分する形で、当該作業員の賃金分も含めて継続事業たる事務所にかかる保険料が算定される(たとえば、全労働時間8時間のうち朝夕計1時間程度、工事の準備や後片付けのために事務所で作業するという場合は、10人の現場作業員の合計賃金のうち8分の1を継続事業に関する保険料に含める)。
- 4) 菅野(2012) p.105。
- 5) なお、労働基準法における「事業」についても、場所的独立性のほか、労働様態、組織的独立性等が考慮要素となる(荒木(2013) p.49)。
- 6) A社が下請であったケースでも、いわゆる下請分離(徴収法8条2項)を行えば、下請であるA社が事業主となる。しかし、本件では、下請分離のために必要な厚生労働大臣の認可の手続がとられたという認定はない。
- 7) とはいえ、とくに建築の事業に関する適用事業の考え方は、いわゆる現場労災と事務所労災の区別など、素人にはわかりにくい仕組みであるとの

印象は否めない。加えて、本件は、労災保険法の仕組みとしては例外的な中小事業主の特別加入のケースであった。そのことからすると、本件Bは、制度の仕組みをおそらくは理解していなかった面があるものと推測される。そういう点では、この結論はB側にとってやはり気の毒である。実務的には、こうしたケースについて、申請者が誤解をしていないか注意をしたうえで、わかりやすく丁寧な説明をすることが求められよう(西村(2012) p.65)。

#### 参考文献

- 荒木尚志(2013)『労働法〔第2版〕』有斐閣。
- 小畑史子(2012)「労災保険特別加入制度による中小企業主の保護:広島中央労基署長(A社)事件〔最高裁二小平成24.2.24判決〕」『労働基準』64号。
- 島村暁代(2013)「建築工事の下請を業とする中小事業主の労災保険への特別加入—国・広島中央労基署長(竹藤工業)事件」『ジュリスト』1450号。
- 菅野和夫(2012)『労働法〔第10版〕』弘文堂。
- 夏井高人(2012)「労働者災害補償保険の特別加入」『判例自治』147巻3号。
- 西村健一郎(2012)「労災特別加入の中小事業主に係る保険関係の範囲」『民商法雑誌』147巻3号。
- 古田孝夫(2013)「建設の事業を行う事業主がその使用する労働者を個々の建設等の現場における事業にのみ従事させ、本店等の事務所を拠点とする営業等の事業に従事させていないときにおける、上記営業等の事業に係る労働者災害補償保険の特別加入の承認及び保険給付の可否」『ジュリスト』1450号。

(なかます・ようこ 亜細亜大学准教授)